

7 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「青森県実行委員会」という。）、及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ八戸市実行委員会（以下「八戸市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 医療救護対策

（1）救護本部及び救護所の設置

ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。

イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。

ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。

エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、事務職員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。

オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

（2）医薬品の配備、救急自動車等の手配

救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

（3）宿舎における医療救護

ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発症し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。

イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

（1）医療救護業務の統括は、青森県実行委員会が担当する。

（2）大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、青森県実行委員会及び八戸市実行委員会が連携して担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。